

笛吹市耐震改修促進計画

令和 8 年 3 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

令和元年 9 月 改定

平成 31 年 3 月 改定

平成 28 年 3 月 改定

平成 26 年 11 月 改定

平成 21 年 3 月 策定

笛 吹 市

目 次

序 章

1 計画改定の背景と目的	1
2 本計画と他の計画との関係	2
3 計画の期間	2

第 1 章 建築物の耐震化の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況	3
2 耐震化の現状と課題	6
3 耐震改修等の目標設定	11
4 市有建築物の耐震化の目標等	13

第 2 章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取組方針	14
2 耐震化の促進を図るための支援策	15
3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	17
4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進	17
5 地震発生時に通行を確保すべき道路	18
6 優先的に耐震化に着手すべき建築物	19

第 3 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの周知	20
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	20
3 パンフレットの作成・配布	20
4 リフォームに併せた耐震改修の誘導	20
5 行政区等との連携に関する事項	20
6 県、市町村、建築関係団体による連携	20
7 税制の周知・普及	20
8 保健福祉部との連携に関する事項	21
9 戸別訪問による耐震化の啓発	21

第 4 章 その他市内の建築物の耐震化促進に関し必要な事項

1 指導等の実施	22
2 市内での耐震化促進体制の整備	22

用語集	23
-----	----

序 章

1 計画改定の背景と目的

笛吹市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震の発災時に、市民の生命、財産が守られることを目的として平成21年3月に策定されました。

平成25年には、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）が改正されたことを踏まえて、本計画の改定を行いました。

平成28年3月の国の基本方針の改正を受けて、これまでの取組を検証し、耐震化率の目標達成状況などの検証、見直しを行うとともに、計画期間を5年間延長し、令和2年度までとしました。

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震によって、ブロック塀等の倒壊事故が発生したことから、本計画を平成31年3月及び令和元年9月に改定し、通行障害建築物となる建築物、一定の長さ等を超える補強コンクリートブロック塀等への耐震化に係る方針を加えました。

令和3年3月、更なる耐震化を促進するため、これまでの取組を検証し、耐震化率の目標達成状況などの検証、見直しを行うとともに、計画期間を5年間延長し、令和7年度までとしました。

本市に影響のある南海トラフ地震や曾根丘陵断層帯地震については、その被害は甚大と想定されている中、更なる耐震化の促進が必要となります。

このため、これまでの取組を見直し、本計画を10年間延長します。

○ 経緯

平成21年 3月：平成21年度から平成27年度の7年計画を策定

平成26年11月：緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化対策を追加するため改定

平成28年 3月：取組を見直し、計画期間を5年延長

平成31年 3月：緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震診断報告期限を延長するため改定

令和 元年 9月：ブロック塀等の転倒防止対策を追加するため改定

令和 3年 3月：取組を見直し、計画期間を5年延長

令和 8年 3月：取組を見直し、計画期間を10年延長

2 本計画と他の計画との関係

本計画は、法第6条第1項に基づき策定したものです。

また、笛吹市地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの関連計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。

3 計画の期間（平成21年度～令和17年度）

国の基本方針及び山梨県耐震改修促進計画に合わせ、計画期間を10年間延長し令和17年度までとします。

また、本計画は、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて目標や計画内容、施策の見直しを行います。

第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の状況

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、県内に大規模な被害をもたらすおそれのある想定地震の概要は、次のとおりです。

（1）想定される地震の規模と位置

発生が想定される地震の規模と位置は、次のとおりです。

表1-1 想定される地震一覧

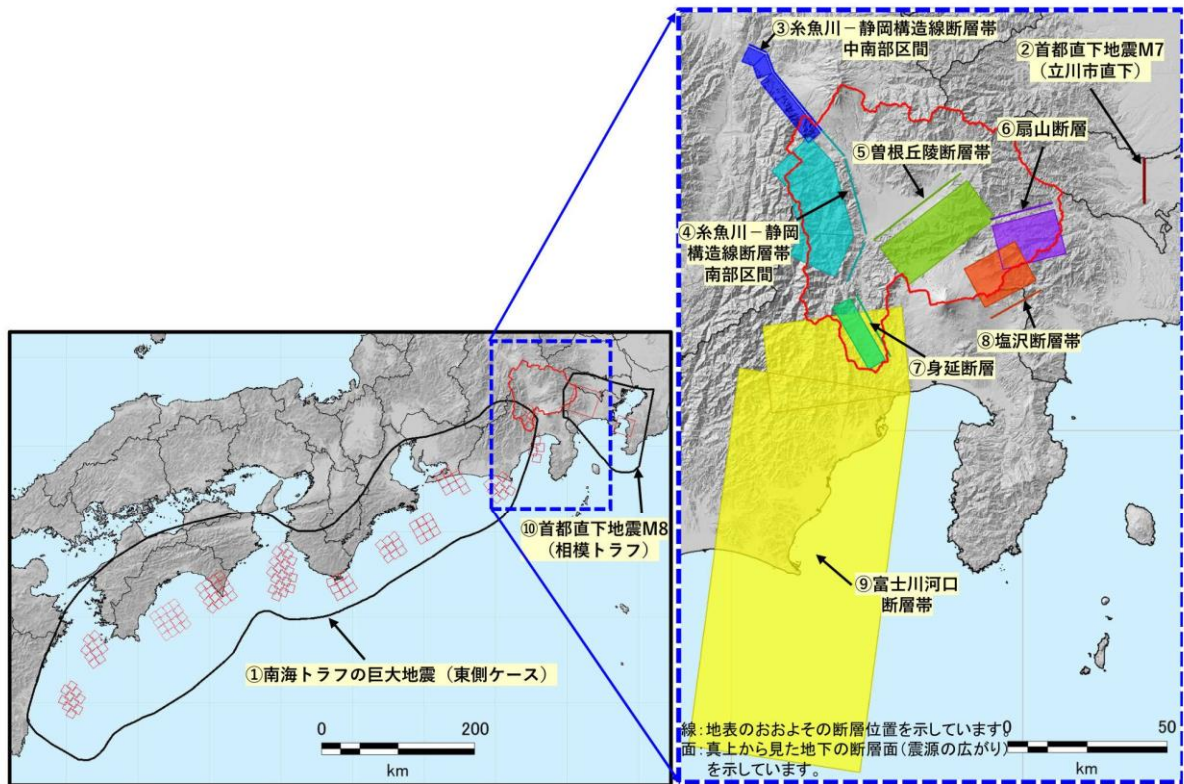
想定される地震	想定される地震の規模と位置
南海トラフの巨大地震	南海トラフで発生する海溝型地震。 山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の場合、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
首都直下地震（M7）	相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち、山梨県域にかかる震源断層域を含む地震。 震源に近い県東部及び富士河口湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。
糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部地区）	山梨県の西部に位置する活断層のうち、長野県側で発生する地震。 震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。
糸魚川－静岡構造線断層帯（南部区間）	山梨県の西部に位置する活断層のうち山梨県側で発生する地震。 震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される。
曾根丘陵断層帯	甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震。 震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。
扇山断層	山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震。 震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。
身延断層	山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震。 震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される。
塩沢断層帯	山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震。 震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。
富士川河口断層帯	山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震。 震源の近い県南部において、最大震度7の揺れが想定される。

【参考】	<p>相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震。 震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度7の揺れが想定される。</p> <p>（関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため、発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため、参考としています）</p>
------	--

首都直下地震(M8)

(出典：山梨県地震被害想定調査報告書(令和5年5月))

図1-1 想定される地震の位置



(出典：山梨県地震被害想定調査報告書(令和5年5月))

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、市内で想定される人的被害は、次のとおりです。

なお、冬の夕方6時発災を想定しています。

表1-2 想定される地震の揺れによる人的被害想定 (単位:人)

	死者	重傷者	軽傷者	合計
南海トラフの巨大地震	142	228	727	1097
首都直下地震(M7)	6	9	70	85
糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部区間）	26	41	197	264
糸魚川－静岡構造線断層帯（南部区間）	91	176	486	753
曾根丘陵断層帯	452	877	1,653	2982
扇山断層	0	3	0	3
身延断層	0	0	0	0
塩沢断層帯	1	2	13	16
富士川河口断層帯	66	104	380	550
【参考】首都直下型地震(M8)	2	2	13	17

(出典:山梨県地震被害想定調査報告書(令和5年5月))

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）によると、市内で想定される建物被害は、次のとおりです。

なお、冬の夕方6時発災を想定しています。

表1-3 想定される地震による建物被害想定 (単位:棟)

	全壊	半壊	合計
南海トラフ巨大地震	3,007	4,113	7,120
首都直下地震(M7)	120	514	634
糸魚川－静岡構造線断層帯（中南部区間）	543	1,284	1,827
糸魚川－静岡構造線断層帯（南部区間）	2,241	2,557	4,798
曾根丘陵断層帯	11,301	7,100	18,401
扇山断層	3	20	23
身延断層	0	0	0
塩沢断層帯	21	97	118
富士川河口断層帯	1,395	2,264	3,659
【参考】首都直下型地震(M8)	28	95	123

(出典:山梨県地震被害想定調査報告書(令和5年5月))

2 耐震化の現状と課題

令和5年住宅・土地統計調査を基に、旧耐震基準で建築されていた昭和55年以前の建築物と新耐震基準で建築されるようになった昭和56年以降の建築物の建築状況、耐震化の状況と課題は以下のとおりです。

(1) 建築時期別の住宅建築状況等

令和5年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数は、27,280戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、4,812戸で全体の17.6%を占めています。

表1-4 建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数				
27,280	S55年以前の住宅	4,812 (17.6%)	S56年以降の住宅	22,468 (82.4%)

(出典：令和5年住宅・土地統計調査)

本市の住宅を建方別に見ると、戸建て住宅が全体の79.1%を占めています。また、戸建て住宅の21.7%が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は17.1%です。

一方、共同建て住宅等においては、昭和55年以前に建築された割合が2.4%となっており、戸建て住宅に比べ昭和56年以降に建築された建築物の割合が高くなっています。また、住宅総数に対する割合は0.5%と低くなっています。

表1-5 建方別建築時期別住宅数 (単位：戸)

住宅総数	S55年以前の住宅		S56年以降の住宅	
	①	構成比 (②/①)	③	構成比 (③/②)
27,280	21,570	79.1%	4,812	21.7%
	5,710	20.9%	138	2.4%
戸建て	21,570	79.1%	4,674	21.7%
共同建て等	5,710	20.9%	138	2.4%

(出典：令和5年住宅・土地統計調査)

住宅の構造別に見ると、木造住宅は21,740戸あり、全体の79.7%を占めています。

また、昭和55年以前に建築された住宅でみると木造住宅が4,485戸あり、昭和55年以前に建築された住宅全体の93.2%を占めています。

表1-6 構造別建築時期別住宅数

(単位：戸)

住宅総数	S55年以前の住宅		S56年以降の住宅	
	①	②	③	④
27,280	21,740	4,485	22,468	5,213
	構成比 (②/①)	構成比 (④/③)		構成比 (⑥/⑤)
	79.7%	93.2%		76.8%
	20.3%	6.8%		23.2%

(出典：令和5年住宅・土地統計調査)

(2) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有する住宅（推計値）及び既に耐震改修を実施した住宅（推計値）を加えると、耐震性のある住宅数は24,670戸になり、市内における住宅の耐震化率は、令和7年度末で90.4%と推計されます。

表1-7 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑥)	S55年以前の住宅				S56年以降の住宅 ⑥	耐震性有の住宅数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 R7年度末 推計値 ⑧ (⑦/①)
	②	耐震性を有する住宅 ③	耐震改修を実施した住宅 ④	耐震性がない住宅 ⑤			
27,280	4,812	1,580	622	2,610	22,468	24,670	90.4%

(令和5年住宅・土地統計調査に基づく推計値)

(3) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化の現状

市内の要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）については、全ての所有者から耐震診断の結果が報告されており、令和7年度末時点で耐震性が不十分な建築物は4棟となっています。

表1-8 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化の現状（単位：棟）

対象の建築物	耐震性がある建築物	耐震性が不十分な建築物
4	0	4

（出典：山梨県建築住宅課ホームページより）

(4) 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状

多数の者が利用する特定建築物等は、令和7年度末時点で239棟あります。このうち昭和55年以前に建築された49棟の中で耐震性を有する建築物6棟と耐震改修を実施した建築物34棟を昭和56年以降に建築された190棟に加えた、230棟が耐震性を有すると考えられます。

従って、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率は、令和7年度末で96.2%と推計されます。

表1-9 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状（単位：棟）

建築物棟数 ① (②+⑥)	S55年以前の建築物				S56年以降の建築物 ⑥	耐震性有の建築物数 ⑦ (③+④+⑥)	耐震化率 R7年度末推計値 ⑧ (⑦/①)
	耐震性を有するもの ③	耐震改修を実施したもの ④	耐震性がないもの ⑤				
239	49	6	34	9	190	230	96.2%

（令和7年度山梨県建築住宅課作成資料）

また、多数の者が利用する特定建築物等を建築物の用途の特性に応じ次の3つに区分すると、耐震化の現状は下表のとおりです。

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表1-10 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状 (単位：棟)

区分	用途	S55年 以前の 建築物 ①	S56年 以降の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有の 建築物数 ④	耐震化率 (R7年末) ⑤ (④/③)
災害時の 拠点と なる 建築物	県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等	32	49	81	80	98.8%
	市有建築物	28	18	46	46	100.0%
	民間建築物	4	31	35	34	97.1%
不特定 多数の ものが 利用 する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	11	71	82	76	92.7%
	市有建築物	1	0	1	1	100.0%
	民間建築物	10	71	81	75	92.6%
特定 多数の ものが 利用 する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	6	70	76	74	97.4%
	市有建築物	0	6	6	6	100.0%
	民間建築物	6	64	70	68	97.1%
計		49	190	239	230	96.2%
	市有建築物	29	24	53	53	100.0%
	民間建築物	20	166	186	177	95.2%

(出典：令和7年度山梨県建築住宅課作成資料)

(5) 耐震化の課題

ア 住宅

住宅の耐震状況は、市内の住宅総数27,280棟のうち、昭和55年以前に建築された旧耐震基準の2,610棟が耐震性のない住宅であり、耐震化率は90.4%となっています。

耐震性のない住宅は、大規模な地震の発災時に倒壊などのおそれがあるため、早期に耐震診断のうえ、状況に合わせた的確な耐震化を行う必要があります。

イ 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）は、現状では市内にある対象建築物の全てが耐震化されていません。

耐震性のない要安全確認計画記載建築物は、大規模な地震の発災時に倒壊し、緊急輸送道路の閉塞等につながるおそれがあるため、早期に耐震化する必要があります。

ウ 多数の者が利用する特定建築物等

多数の者が利用する特定建築物の耐震状況は対象建築物239棟のうち、9棟が耐震性のないものであり、耐震化率は96.2%となっています。

耐震化が必要な棟数は少ないですが、多数の者が利用する施設であり、大規模な地震の発災時に被害が大きくなることが想定されるため、早期に耐震化を行う必要があります。

3 耐震改修等の目標設定

耐震改修等の目標設定については、国の基本方針及び山梨県耐震改修促進計画を踏襲し、「住宅」及び「要安全確認建築物（避難路沿道建築物）」を対象とします。

(1) 住宅の耐震化率の目標設定

国の基本方針においては、住宅の耐震化率について、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。

また、山梨県耐震改修促進計画においても、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。

本市では、国の基本方針及び山梨県耐震改修促進計画を踏襲するとともに、現状の耐震化率と、これまでの進捗状況を考慮し、令和17年度末における住宅総数の推計値に対して、耐震化率の目標を95%とします。

表1-11 令和17年度末における住宅の耐震化率の目標 (単位：戸)

住宅総数 ① (②+⑤)		S55年以前の住宅			S56年以降の住宅 ⑤	耐震性有 の住宅数 ⑥ (③+⑤)	耐震化率 ⑦ (⑥/①)	耐震化率 の目標 R17年 度末 ⑧ (⑥/①)
		耐震性 を有す る住宅 ③	耐震性 がない 住宅 ④					
R7年度	27,280	4,812	2,202	2,610	22,468	24,670	90.4%	
R17年度	28,520	2,858	1,432	1,426	25,662	27,094		95.0%

(令和5年住宅・土地統計調査に基づく推計値)

(2) 要安全確認計画建築物（避難路沿道建築物）の目標設定

市では山梨県耐震改修促進計画にならい、令和17年までに耐震性が不十分なものを解消することを目指します。

(3) 多数の者が利用する特定建築物等について

国及び県は、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率が令和2年度末で目標値であった95%を超える推計となったため、目標を設定していません。

本市では、多数の者が利用する特定建築物等のうち、民間建築物について、令和7年度末時点の耐震化率が、表1-10より95.2%となっており、国及び県と同様に95%を超える推計となります。

また、市有建築物については、令和2年度末時点で既に100%となっています。

このことから、市では、国及び県と同様に、多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率について、目標設定はしませんが、引き続き耐震性が不十分なものの解消に向け、所有者に働きかけを行っていきます。

(4) その他

多数の者が利用する特定建築物等以外の特定既存耐震不適格建築物についても、被災し、倒壊等した場合には、多大な被害の発生が予想されることから、耐震化を急ぐ必要があります。

そのためには、特定既存耐震不適格建築物の所有者等の意識改善を図り、耐震診断を促進することによって、当該建築物の耐震性能を明らかにすることが前提となりますので、すべての特定既存耐震不適格建築物の耐震診断を完了させることを目標とし、県と協力しながら積極的に指導・助言を行います。

4 市有建築物の耐震化の目標等

市有建築物は、災害時の拠点施設として使用されることが多いため、機能確保の観点等から耐震化を進める必要があります。

(1) 市有建築物の耐震化の現状

現在、市有建築物のうち多数の者が利用する特定建築物等は53棟あります。そのうち昭和55年以前に建てられたものは29棟になります。このうち、耐震性を有するものは29棟で、昭和56年以降に建築された24棟を加えた53棟が耐震性能を有しており、現状ですでに耐震化率は100%となっています。

表1-11 市有建築物のうち多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状 (単位:棟)

区 分	S55年以前の建築物 ①			S56年以降の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有の建築物数 ④	耐震化率 (R7年末) ⑤ (④/③)
	耐震性						
	有	無					
災害時の拠点となる建築物	28	28	0	18	46	46	100.0%
不特定多数の者が利用する建築物	1	1	0	0	1	1	100.0%
特定多数の者が利用する建築物	0	0	0	6	6	6	100.0%
うち市営住宅	0	0	0	6	6	6	100.0%
計	29	29	0	24	53	53	100.0%

(令和7年度まちづくり整備課作成資料)

(2) 耐震診断の結果等

市有の特定建築物等の耐震診断結果等については、ホームページにて公表します。

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、まず建築物の所有者等が地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、建築士等専門家の意見を聞きながら取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するために必要な施策を講じます。

建築物の所有者等や建築関係団体と相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その維持に努める必要があります。

特に、法第14条第1号から第3号に規定する建築物で耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等は、建築物利用者の人命を預かっているという自覚と責任を持って、積極的に耐震診断及び耐震改修に努めることとします。

(2) 建築関係団体の役割

建築の専門知識を有しており、建築物の所有者等に直接接する機会が多いことから、耐震診断及び耐震改修の普及・啓発に積極的に取り組むほか、耐震診断及び耐震改修の相談を求める市民に対して、積極的に相談等に応じることとします。

(3) 笛吹市の役割

基礎自治体として、地域の特性に配慮した建築物等の耐震化の促進を図ることとします。このため、県と連携しながら住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整えるとともに、自らが所有する建築物の耐震化を積極的に推進します。（詳細は笛吹市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる）

2 耐震化の促進を図るための支援策

市民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

耐震性が不十分な木造住宅について、県と連携して各種支援を実施し、住宅の耐震化を促進します。

表 2 - 1 木造個人住宅耐震化支援事業について

区分	対象建築物	補助内容	補助率及び補助限度額	事業期間	
耐震診断	S56年5月以前に着工された木造住宅	既存木造住宅の所有者より申請があった場合、山梨県耐震診断技術者を派遣	派遣にかかる費用の全額を負担	R10年度まで	
耐震改修等		設計＋耐震改修	耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事に対して補助金を交付		補助率は対象経費の10分の10以内 補助限度額は1,437,500円
		設計＋建替	建替え工事に関する設計及び建替え工事に対して補助金を交付		補助率は対象経費の10分の10以内 補助限度額は1,437,500円
耐震シェルター		耐震シェルターを設置する工事に対して補助金を交付	補助率は対象経費の2/3 補助限度額は240,000円		

(2) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）に関する支援策

要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）について、市は県と連携して耐震化への支援を実施していきます。

なお、上記以外の特定既存耐震不適格建築物については、建物所有者が自発的に耐震化に取り組んでいけるように国や全国的な取組の動向を見ながら、支援策を検討してまいります。

表 2 - 2 避難路沿道建築物耐震化支援事業について

区分	対象建築物	補助内容	補助率及び補助限度額	事業期間
耐震設計	要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)	耐震診断の結果に基づいて実施する耐震設計に対して補助金を交付	補助率は対象経費の 5/6 限度額は以下のとおり ・面積が 1,000 m ² 以内の部分は 2,100 円/m ² 以内 ・面積が 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,570 円/m ² 以内 ・面積 2,000 m ² を超える部分は 1,050 円/m ² 以内	R10 年度まで
耐震改修、建替え又は除却に要する費用		耐震診断の結果に基づいて実施する耐震改修工事、建替え工事、又は除却工事に対して補助金を交付	補助率は対象経費の 11/15 限度額は以下のとおり ・住宅(木造)については、15,800 円/m ² 以内 ・住宅(非木造)については、39,900 円/m ² 以内 ・住宅以外については、57,000 円/m ² 以内 ・IS 値が 0.3 未満については、62,700 円/m ² 以内	

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

市内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、山梨県耐震改修促進計画で創設を目標としている、一定の実績を有する専門業者の優良事業者の認定・登録制度の周知を行っていきます。

(2) 市民への住宅耐震化の啓発

市民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報をわかりやすく解説し、ホームページへの掲載やパンフレットの配布などをするとともに、県（建築住宅課及び各建設事務所）並びに（一社）山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできる環境整備に努めます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

全国各地で発生している地震等による被害の状況から、ブロック塀等の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、市は、県と連携し、建築物の所有者等に対して、維持管理に向け必要な対策を講じるよう、適切に情報提供します。

ア ブロック塀等の転倒防止対策

地震時のブロック塀等や擁壁の転倒により、死傷者が発生することがあります。

このため、今後も避難路、通学路等を中心に危険箇所の点検を実施するとともに、転倒する危険性のある箇所については、市の補助制度等の活用等により改修工事がなされるよう引き続き情報提供します。

表 2-3 ブロック塀等に関する補助制度について

ブロック塀等に関する補助制度の概要	
区分	耐震改修等
補助内容	ブロック塀等の撤去、建替え、改修 ・避難路、通学路及び避難地に面しているブロック塀等 ※その他補助制度の執行上必要な事項としては、別紙1のとおりとする。
補助率及び補助限度額	ブロック塀等の撤去、建替え、改修 ・補助率：対象経費の2/3 ・限度額：200千円
事業期間	R10年度まで

イ 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

ウ 天井等の非構造部材の安全性の向上

これまで発生した地震では、体育館、劇場、空港などの大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含め、脱落被害が多くみられました。

これらのことから、本市においても避難所となる集会所など、天井が脱落する危険性がある施設については、脱落対策を進めていきます。

エ 配管等設備の落下防止対策

地震発生時に、配管等の設備が落下、破損等の被害が発生することが想定されます。

このため、市は建築物の所有者、管理者等に対して地震による被害の危険性を周知し、安全対策措置を講じるよう、啓発を行います。

オ 耐震シェルター・防災ベッドの設置

住宅の規模や構造、所有者の生活の事情等により、建物全体の耐震改修を実施することが困難な場合があります。こうした場合には、建築物が倒壊したとしても一定の生存空間を確保できる耐震シェルターや、就寝時の安全性を確保する防災ベッドは、比較的容易に導入できる有効な安全対策であることから、市では、木造個人住宅耐震化支援事業を活用しながら、これらの対策の周知と普及の促進を図ります。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 法第6条第3項第1号の適用を受ける道路（耐震診断の義務付け対象道路）

災害時における円滑な避難、救急・消防活動、急物資の輸送等を実施するため、山梨県地域防災計画及び笛吹市地域防災計画には地震時に優先的に通行を確保すべき緊急輸送道路が位置づけられています。

この緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため法第6条第3号第1号の適用を受ける道路を次のとおり指定します。

表 2-4 法 6 条第 3 項第 1 号の適用を受ける道路について

①法第 6 条第 3 項第 1 号の適用を受ける道路		
道路種別	路線名	起終点
高速道路	中央自動車道（西宮線）	市内全線
一般国道（指定区間）	国道 20 号	市内全線
一般国道（指定外）	国道 137 号	国道 20 号交点～富士河口湖町境
	国道 140 号	市内全線
	国道 411 号	市内全線
	国道 358 号	市内全線
主要地方道	甲府笛吹線	市内全線
	白井甲州線	市内全線
	笛吹市川三郷線	甲府市境～白井甲州線交点
一般県道	下神内川石和温泉停車場線	山梨市境～小松十字路
	山梨笛吹線	市内全線
	石和温泉停車場線	国道 20 号交点～国道 411 号交点
	鶯宿上曾根線	国道 358 号交点～藤垈石和線交点
	一宮山梨線	国道 411 号交点～下神内川石和温泉停車場線交点
	藤垈石和線	白井甲州線石橋北交点～鶯宿上曾根線交点 甲府笛吹線交点～笛吹 SIC 交点
市道	4015 号線	甲府笛吹線交点～笛吹 SIC 交点
	2-30 号線	山梨笛吹線交点～国道 137 号交点

②義務付け対象となる建築物の要件
以下の両方の要件を満たすもの 1) 昭和56年5月末日以前に工事着工した建築物 2) ①の道路に対して「耐震改修促進法施行令第4条第1項」の「通行障害建築物の要件」を満たす建築物

6 優先的に耐震化に着手すべき建築物

地震発災時に災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等、その他防災上で特に重要な既存建築物については、優先的に耐震化する必要があります。

また、古い木造住宅が密集している地域について、「耐震化重点区域」への指定を含めて施策を検討し、啓発を図ります。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、市民に対して、地震災害への備えや、耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、防災意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震ハザードマップの周知

市は、地震ハザードマップを作成し、笛吹わがまちガイドマップで公開しています。今後も、建築物の耐震化を進めていくため、市民への情報発信を継続します。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市は、県や（一社）山梨県建築士会及び（一社）山梨県建築士事務所協会等と連携を図り、市民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。

また、県と協力のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする市民に対し、わかりやすい情報の提供に努めます。

3 パンフレットの作成・配布

市は、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレット、その他耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。

今後も、建築物等の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、市民に対し各種の情報を発信します。

4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームに併せて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、市は県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、配布しています。

今後もリフォーム工事と併せて耐震改修工事が実施されるよう、パンフレットの作成・配布やホームページへの掲載等による情報提供に努めます。

5 行政区等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、市では各行政区と連携して、地域ぐるみで意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供を実施しています。

今後も、地域の行政区や自主防災組織等と連携し、住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供に努めます。

6 県、市町村、建築関係団体による連携

住宅・建築物の耐震化を促進するため、本市も参画している、山梨県と県内市町村、建築関係団体で構成する「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」において、「耐震対策に関する普及、啓発活動」「耐震診断、耐震改修の促進」「耐震に関する研修会、講習会等の開催」などの活動を実施しています。

7 税制の周知・普及

市では、一定の耐震改修工事を行った場合に受けられる所得税の控除や固定資産税の減額措置等の優遇税制について、広報・周知を行い、制度の活用を促すことで、耐震化の促進を図ります。

8 保健福祉部との連携に関する事項

建築物の所有者等が高齢者である場合、耐震化に関する情報が分かりにくいことや必要な情報を得られないことがあります。

また、耐震診断や耐震改修は専門的な内容が多く、手続きも複雑に感じられることから、情報が十分に伝わっていても、それを活用することが難しい状況が生じやすいと考えられます。

こうした事情により、高齢者世帯では耐震化が進みにくい状況があることを踏まえ、相談支援や情報提供を充実させていくことが重要です。

このため、地域に根ざし、高齢者と日常的に関わりのある保健福祉部と連携し、所有者とその家族に対する相談支援体制を構築し、高齢者等が所有する住宅の耐震化の促進を図ります。

9 戸別訪問による耐震化の啓発

木造住宅の耐震化をきめ細かく推進するため、市は県、行政区、建築士等と連携して戸別訪問を実施し、耐震化に関する普及啓発、相談対応及び補助制度の案内を行います。

また、要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）についても、市は、県や建築士と連携し、法制度の説明や耐震化の推進を目的とした戸別訪問を実施します。

そのほか、ブロック塀等の安全対策については、所有者に安全対策の必要性を説明するため、県職員とともに戸別訪問を実施し、改善に向けた取組を促します。

第4章 その他市内の建築物の耐震化促進に関し必要な事項

1 指導等の実施

市は県と連携し、耐震診断及び耐震改修を的確に実施することが必要と認められる、建築物の所有者に対して、法に基づく指導・助言、指示、公表等を実施します。

2 市内での耐震化促進体制の整備

市内の耐震化を促進するため、積極的に耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を行うとともに、行政区と連携する体制を整備します。

用語集

【カ行】

既存耐震不適格建築物

建築時には適法であったものの、その後の法改正により、現行の耐震基準に適合しなくなった建築物のこと。

【タ行】

多数の者が利用する特定建築物等

「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム、その他多数の者が利用する建築物」で、一定規模以上（次ページの表中「特定既存耐震不適格建築物の要件」の欄に示す規模）のもの。

特定既存耐震不適格建築物等

既存耐震不適格建築物であって、要安全確認計画記載建築物であるものを除いたもののうち、法14条第1項から第3項で規定されている建築物。

【ハ行】

被災建築物応急危険度判定制度

大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士である応急危険度判定士が、被災した建築物の危険度を判定する制度。

【ヤ行】

要安全確認計画記載建築物

法第7条第3号に規定される建築物で、本計画で耐震診断を義務付ける道路として指定した道路の沿道建築物で、一定の高さ要件を満たす建築物。

耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

別紙 1

ブロック塀等の補助制度の執行上必要な事項

1 耐震改修促進計画に定めるブロック塀等に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業及び山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業）の対象となる道路は、次のとおりとする。

- ① 学校安全計画に基づく通学路
- ② 地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路
- ③ 住宅、事業所等から避難所・避難地へ至る経路であって、次の各号それぞれに該当するもの
（避難路）
 - 一 道路法の道路で幅員 1.8 m 以上あるもの
 - 二 避難所や避難地まで、合理的に至ることができるもの
 - 三 複数の世帯が利用するもの

2 笛吹市では、住宅、事業所等から避難所・避難地へ至る経路が確保できるよう、以下の位置が確認できる資料を常備する。

- ・ 地域防災計画に定める緊急避難所、福祉避難所
- ・ 地域防災計画に定める緊急避難場所（避難地）
- ・ 各学校が定める通学路
- ・ 地域防災計画または耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路